

社会福祉法人 ひまわり会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。
ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬等
- (2) 非常勤の役員 報酬等
- (3) 評議員 報酬等

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、表1に定める額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、表2に定める額とする。

3 評議員に対する報酬等の額は、表3に定める額とする。

表1 (常勤理事の報酬等)

	金額
理事会等会議への出席	千葉市内からの出席者に1万円を弁済
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	千葉市外からの出席者に2万円を弁済

表2 (非常勤役員の報酬等)

(1) 理事

	金額
理事会等会議への出席	千葉市内からの出席者に1万円を弁済
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	千葉市外からの出席者に2万円を弁済

(2) 監事

	金額
監事監査等への出席 上記の他、法人・施設業務の為の出勤	千葉市内からの出席者に1万円を弁済 千葉市外からの出席者に2万円を弁済

表3 (評議員の報酬等)

	金額
評議員会等への出席 上記の他、法人・施設業務の為の出勤	千葉市内からの出席者に1万円を弁済 千葉市外からの出席者に2万円を弁済

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事、非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 この法人は役員がその職務にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。